



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 秀 英 予 備 校
代 表 者 の 代 表 取 締 役
役 職 氏 名 社 長 渡 辺 武
(登録銘柄 コード番号 4678)
問 い 合 せ 先 人 事 総 務 部 長 中 川 浩
T E L 054 (252) 1792

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能の強化及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図る観点から、平成 27 年 5 月 1 日に施行されました「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により可能となりました新たな機関設計である監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役及び取締役会に関する規定に所要の変更を行うものであります。

上記のほか、文言の整備、条文の新設及び削除に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、変更のない条文についてはその記載を省略しております。

(下線は変更部分を示しております。)

<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 (新設)</p> <p>当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任について累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会) 第22条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>4 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>5 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は10名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第19条 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任について累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(取締役会) 第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>5 (現行どおり)</p>
---	--

<p><u>3 監査役会の運営その他に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等) <u>第31条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) <u>第32条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第33条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の選任) 第34条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期) 第35条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) <u>第26条 当社は監査等委員会を置く。</u></p> <p>(監査等委員会) <u>第27条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の選任) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第31条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
---	---

<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第37条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金) 第38条 (条文省略)</p> <p>(中間配当金) 第39条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第40条 (条文省略)</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当金) 第34条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第35条 (現行どおり)</p> <p>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>1 当社は、第33期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 第33期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第2項の定めるところによる。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成28年6月29日
平成28年6月29日

以 上